

神戸市が「第3次市営住宅マネジメント計画(案)」を公表

市営住宅を7000戸も廃止!

コロナ禍なのに、今なぜ?

神戸市の久元市長は「将来の過度な財政負担」を理由に市営住宅を、令和12年度末に震災前水準(4万戸未満)まで削減する「第3次マネジメント計画(案)」を公表しました。

計画(案)では、築40年以上のエレベーターのない住宅7057戸(裏面に一覧)を廃止しようとしています。今回の計画は、借上げ住宅の入居者を裁判に訴えて「転居」をせまる強引なやり方で6087戸も削減した第2次計画(平成23年度～令和2年度)を上回る削減計画です。

住みなれた住宅・地域から転居をせまられ、新しい住宅で家賃が高騰すれば、暮らしはいつそう大変になります。

また築40年に満たない住宅も「将来再編」を理由に募集停止。ここでも、空き家が増えることで、コミュニティや近隣店舗の維持に困難が予想されます。



第3次市営住宅マネジメント計画(案)の概要

期間	令和3年度から令和12年度	
目標	約7,000戸削減	令和元年度末 46,981戸 → 令和12年度末 40,000戸未満
廃止対象	エレベーターのない住宅	
①昭和55年以前に建設	廃止	7,057戸
②昭和56年～60年に建設	募集停止	2,761戸

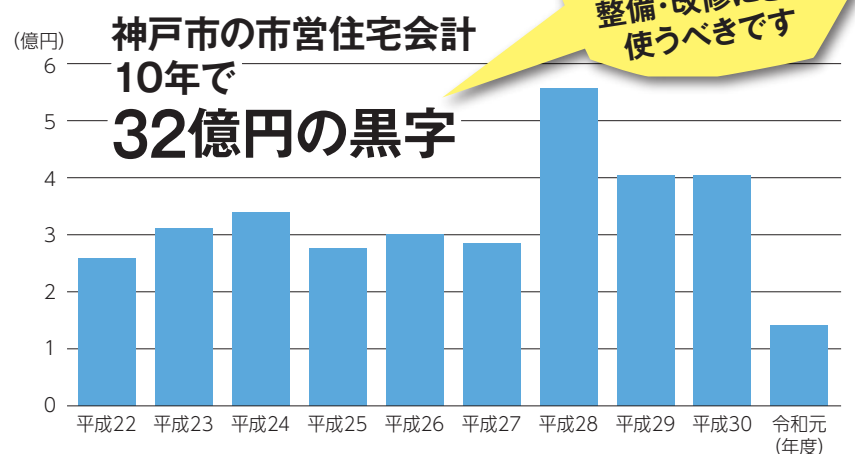
私たちの住まいを奪わないで!

久元市長は住宅削減計画(案)の撤回を!

コロナ禍で貧困と格差が広がるなか、市営住宅への入居希望者がふえています。そうしたニーズにこたえられるよう市営住宅を増やして、若い世代も入りやすくすることこそ神戸市に求められます。

公営住宅等整備基準(第三条)には「公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない」と自治体の整備責任が明記されています。

エレベーター設置や住戸内の設備の改善は、住宅削減ありきではなく、神戸市の責任でいまず改善をおこなうべきです。



住みなれた団地の整備・改修にこそ使うべきです

日本共産党神戸市議団は

みなさんとともに住環境改善に全力をつくします

市民意見募集中

1月8日まで

みなさんの声で

神戸市は、計画(案)の市民意見募集をおこなっています。

計画(案)はまだ決定ではありません。平成31年度に神戸市が提案した地域切り捨ての「都市空間向上計画」に対し、多くの住民が反対の声を上げたことから、大幅に修正させました。

「引き続き、今の住宅に住み続けたい」「廃止ではなく、改修で住環境を改善してほしい」などの声を神戸市にとどけましょう。

※計画(案)本文は区役所等かホームページでご覧いただけます。

計画(案)を撤回させましょう!

「市民意見募集」の提出のしかた

令和2年12月2日(水)～令和3年1月8日(金)

件名「第3次市営住宅マネジメント計画(案)」と氏名・住所をご記入のうえ、下記のいずれかの方法で提出できます。

- ① 郵送 〒651-0083 神戸市建築住宅局住宅整備課 意見募集あて
- ② FAX 078-595-6661 神戸市建築住宅局住宅整備課 意見募集あて
- ③ 電子メール jigyoikeikaku@office.city.kobe.lg.jp ※件名に意見募集と記載
- ④ 持参 中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル3階 住宅整備課
- ⑤ 意見提出フォーム ホームページはこちら



廃止する 住宅 7057戸

事業手法



エレベーターのない住宅(階段室型等)は廃止とし、周辺地域に立地しているエレベーターのある良好な市営住宅に移転していただくことを基本とする。

※周辺地域にエレベーターのある良好な市営住宅がなく、入居者の移転先を確保できない場合には、エレベーターの設置、住戸内の設備の改善等、改修を行う。(エレベーターの設置については、4階建て以上の住宅とする。)なお、改修を行うことが効果的・効率的でない等の場合には、建替えを行う。県市連携により、近接する県営・市営住宅においては、一体的な再編を進める。

再編対象住宅(昭和55年以前に建設したエレベーターのない住宅)

区	住宅名	建設年度	管理戸数
東灘	丸の後	S49	2棟32戸
	本山第五	S50	2棟49戸
	深江北	S54	2棟70戸
	深江北第二	S55	2棟38戸
	本庄	S55	2棟50戸
兵庫	菊水 7～11号棟	S55	5棟90戸
長田	房王寺 4・6・7号棟	S48	3棟60戸
	明泉寺	S53・54	7棟70戸
須磨	白川	S48	8棟230戸
	竜が台 4～9号棟	S49・50	6棟140戸
	菅の台	S49・51	9棟250戸
	禅昌寺	S50	3棟80戸
	東落合 151～166・169・170・173～175号棟	S51・52	21棟510戸
	若宮	S51	3棟100戸
	横尾 5～12号棟	S53	8棟180戸
	神の谷	S53	10棟260戸
	南落合 178～185・187～195号棟	S53・54	17棟440戸
	中落合	S54	5棟130戸
	北落合	S55	4棟90戸
垂水	鹿松	S55	5棟69戸
	乙木谷第二	S52	4棟100戸
	本多聞	S55	8棟142戸
	東高丸 5～9号棟	S55	5棟31戸
北	山の街	S42～46	31棟1,080戸
	東下	S48	1棟20戸
	ひよどり台	S48～50	20棟605戸
	鈴蘭台東	S50	2棟39戸
	有馬第二	S51	3棟20戸
	唐櫃第二	S53	7棟170戸
	塩田	S53	1棟10戸
	鈴蘭台東第二	S55	6棟52戸
西	押部谷	S46～48	27棟770戸
	王塚 2～8号棟	S48	7棟200戸
	栄	S50～52	25棟590戸
	玉津東 1～6・10～12号棟	S50～53	9棟190戸
	福吉台	S53	4棟100戸
合計			284棟7,057戸

募集停止 2761戸

基本方針



将来(令和13年度以降)再編予定の住宅についても、募集停止を行い、空き住戸を期限付きで計画的に転活用する。

将来再編予定住宅(昭和56年から昭和60年までに建設したエレベーターのない住宅)

区	住宅名	建設年度	管理戸数
東灘	北青木第二	S56	3棟70戸
	北青木第三	S58	5棟120戸
	深江北第三	S58	3棟40戸
	魚崎南第二	S60	3棟55戸
兵庫	小河	S56	4棟72戸
	会下山	S57	1棟20戸
長田	二葉	S57	1棟13戸
	真野東	S58	1棟15戸
	房王寺 10・11号棟	S60	2棟50戸
須磨	檜原	S56	1棟40戸
	松風第二 1・2号棟	S60	2棟50戸
	横尾 15・18～23号棟	S56・60	7棟200戸
	西落合	S57～60	31棟550戸
垂水	東垂水	S56	9棟162戸
	東高丸 4号棟	S57	1棟18戸
	歌敷山	S57	2棟34戸
	本多聞第二	S57	9棟180戸
	西舞子	S58	1棟18戸
	本多聞第三	S58	4棟80戸
	南多聞	S58	2棟58戸
	垂水山手 2号棟	S58	1棟22戸
	西舞子第二	S59	3棟66戸
	王居殿第一	S59	7棟160戸
	王居殿第四	S59	4棟88戸
	北舞子	S60	5棟72戸
	本多聞第四 22～27号棟	S60	6棟126戸
北	有馬	S56	3棟20戸
西	玉津東 8・9・15・16号棟	S57・60	4棟58戸
	櫛谷	S57	1棟10戸
	玉津西 1～7号棟	S57・58・60	7棟74戸
	学園西	S59	8棟220戸
合計			141棟2,761戸

2019年度決算特別委員会より

ご相談は私たちまで



松本のり子 東灘区 TEL 414-8875
 西ただす 東灘区 TEL 414-8875
 味口としゆき 灘区 TEL 881-2581
 大かわら鈴子 兵庫区 TEL 577-7987
 森本真 長田区 TEL 642-1466
 朝倉えつ子 北区 TEL 591-4755
 山本じゅんじ 須磨区 TEL 732-6578
 今井まさこ 垂水区 TEL 753-5287
 林まさひと 西区 TEL 919-6650